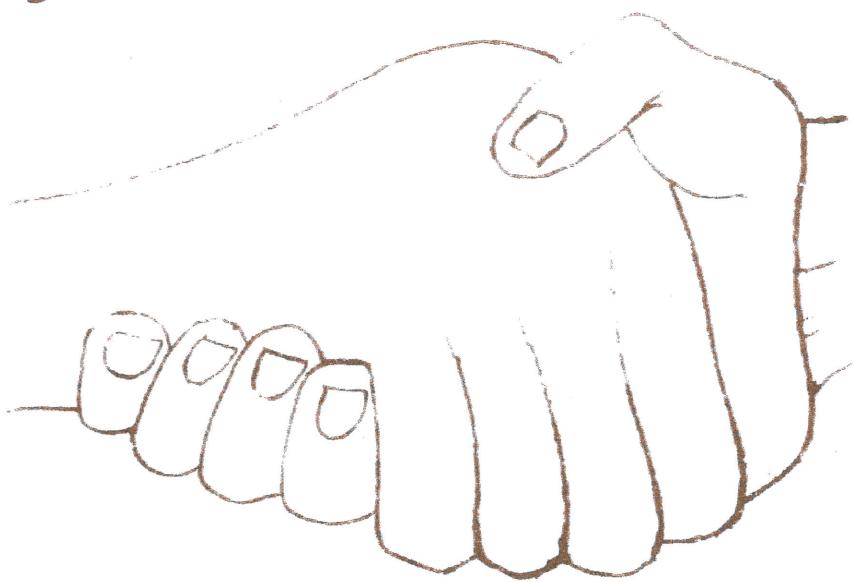


泉国賠通信



n-ro 0

裁判をおこせば、昼夜独居拘禁処遇が待つてゐるかもしないし、果ては仮釈放は完全に望めなくなるかもしけないけど、開き直りでも捨て鉢でもなく……。

人として恥ずかしくない生き方をしようとした私なりのこれまでの生き方、志を貫きこおして生きていく所存です。

泉水博さんの手紙より

泉水博さんとの獄中獄外交通権回復のための 国家賠償請求共同訴訟とは？

この通信を受け取られた方の多くは、泉水博さんのこと
はご存知だと思います。

ですが、名前は聞いたことがあるがよく知らないとか、
まったく知らない方のため、彼の簡単な略歴をはじめに書
いておきます。詳しく知りたい方は、松下竜一著『怒りて
いう、逃亡には非ず』（河出書房新社、一九九三）をお読
み下さい。

生まれは一九三七年。一九六〇年の殺人事件で無期懲役
の判決を受ける。この事件では主犯ともされる相手が一審
開始前に自殺し、見張り役であつたという泉水さんのみが
判決を受けることになりました。

千葉刑務所に在監中の一九七五年、重病で病舎にいた同
囚への刑務所側の不当、理不尽な処遇に怒り、処遇の改
善、医療体制の改善を求めて看守を人質に決起する。彼は
この千葉刑で一四年間つとめ、模範囚として等級一級であ
り仮釈放目前で、それらを捨てて起ちあがる。

彼の行動は、当時、東アジア反日武装戦線の人たちの獄
中闘争などと並べて紹介される。それがあつたためか一九

七七年日本赤軍のダッカハイジャック闘争で、奪還獄中者
の一人として指名される。人質解放のため、自らは犠牲に
なつてでもと奪還に応じるが、一〇年後の一九八八年六月
フィリピンで逮捕される。旅券法違反で二年の判決と、以
前の無期懲役を務めるため一九九五年から岐阜刑務所へ収
監されていました。

一〇六年の「獄中者処遇法」改正以後、親族身柄引受
人以外でも面会通信ができるようになり、泉水さんとの面
会が実現しました。しかし昨年の九月からは、それまで毎
月のように面会していた一人を含め、面会が不許可となり
ました。

刑務所側は、その不許可の理由を一切明らかにしていま
せん。

この不許可処分に対し、これは岐阜刑務所長による裁
量の濫用・逸脱であり違法だとして泉水さん他八名が、国
家賠償請求訴訟を起こしました。

一〇月一三日、岐阜地方裁判所三〇二号法廷でその第一
回目の裁判があり、原告二名が意見陳述を行いました。こ
れはその報告です。

第一回口頭弁論 原告二名・意見陳述書全文

原告の水田ふうです。

このたび裁判というものを起こした理由について述べたいと思います。

わたしは、四年まえから、ほぼ年に一回、近隣在住の友人の一人として、岐阜刑務所に通い、泉水博さんとの面会を続けてきました。

出獄後、親族もなく、高齢となつた泉水さんを、社会に迎え入れる——ということを目的にして、身元引受けの牧師さんと岐阜在住の友人・知人らがすでに面会を始めていたのですが、わたしもその中に入れてもらつたのでした。

初めて面会に行つた時はよく覚えています。

泉水さんはわざよりちょうど一〇才年上

で、今、七四歳になられます。

新聞やテレビ報道されているのとはまるで違う、温厚で人当たりのよい、ちょっととはにか

み屋さんで、職人のような引きびきした体つきで、とっても律儀な感じで……

泉水さんはその初めに受けた印象どおりの人でした。

泉水さんは無期懲役で、通算したら獄中生

活が四〇年にもなります。岐阜刑務所に移管

されてからでも、すでに一五年です。

もし、わたしがこんなに長く、刑務所なん

てどこに閉じ込められていたら、あんないい

顔の老人にはとてもなれんやろうなあと思ひます。それどころか、世のことごとくを恨んで、鬼婆のような面相になつてゐるに違ひない

なぜつて、刑務所は矯正施設ということになつてますけど、世間では人としてあたりま

れがなんとまた懲罰の対象です。

えのこと、たとえば、朝おきて、となりの房の人に「おはよう」と声かけただけでも懲罰です。

泉水さんはつなぎの作業服をミシンで縫う懲役にでているのですが、脇見もせずに一心にミシンを踏んでると、背中も痛くなるし、首もこつてくる。それで、つい顔をあげたら、係の刑務官とたまたま目が合つてしまつた。それでもう懲罰です。

それから体の調子が悪くてご飯が時間内に食べれない。それを咎められて、説明するとこれがまた「抗弁」ということになつて懲罰です。

いつだつたか、真夏のひどい暑さの真つ最中、濡れたタオルで顔を拭くことがゆるされているんですけど、足に汗が落ちたので、ついそなタオルでちょっと拭いてしまつた。それがなんとまた懲罰の対象です。

これはもう「いじめ」というものです。

泉水さんは、もともと模範囚なので、無事故五年を積み上げて、これでやつと仮釈放対象の段階に入った——と希望をもっていたやさきに、これらの懲罰で、無事故三年の剥奪です。

これは裁判もなしに、弁護士もつけず、恣意的に、無期の上にさらに三年の刑がつけ加えられたも同然な仕打ちのように思います。ちょうどひと月前、〈神戸拘置所で青年が凍死〉した事件の国賠で、原告勝訴というニュースを目にしたばかりですが、「凍死」ときいてほんとうに慄然としました。

明治につくられた監獄法がやつと百年ぶりに「改正」されたといふのに、監獄はコンクリートに近代化されても、中身の実態は明治のままのようです。

しかし、またわたしが泉水さんと面会出来るようになつたのは、まぎれもなく、たしかに、この監獄法が「改正」されたことによるものです。

泉水さんは月に二回の面会がゆるされていました。わたしら以外の他に面会者がいない月は、一日に二回の枠をとつて、二〇分二〇分合計四〇分の面会も可能でした。

獄中の泉水さんから手紙がきました。

裁判をおこせば、昼夜独居拘禁処遇が

待つてゐるかもしぬないし、果ては仮釈放は完全に望めなくなるかもしぬないけれど、開き直りでも捨て鉢でもなく……人として生きたいとする、これまで過ごしてきた生き方を止めてまで、また自身を裏切つてまで社会に出ることに拘り執着するつもりは更々ありません……これまでの獄中生活を通して、何でもかでも反対、また自分の意にそわないからと反抗するなどといったことは唯の一度もありません……人として最低限許される権利まで放棄して生きることはできなかつた……私にはご無理ごもつとも体制の中で

つくられたロボット同様の生き方はできないし、そう生きることが矯正でも正直でもないと考えます……人として恥ずかしくない生き方をしようとした私なりのこれまでの生き方、志を貫きとおして生きていく所存です……

例え本人訴訟という形であつても、やりぬかなければとも考えていました……

岐阜刑務所に行くには、JR岐阜駅からバスに乗つて、一度乗換えて一時間近く、タクシーだと往復一万円ちょっととの距離です。それで、わたしはいつも舟橋寛延さんの車に名鉄岐阜駅前から乗せてもらつて、いつしょに面会に行つていました。

わたしたちはたいがい午後一時半すぎくらいいに岐阜刑に着いて、六帖くらいの狭い面会待合室に入るのですが、順番の番号が一〇番代以上になつたことはありません。面会室が混雜したり、満員だつたりしたこともありません。岐阜刑には千人もの収容者がいるときで、面会に来れる親族や友人を持つている人は少ないようでした。面会室で何かのトラブルを目撃したことではありません。

今でこそ、面会も手紙のやりとりも「不許可」になつた舟橋さんの名を手紙にかいりたりとも、面会に来れる親族や友人を持つている人は少ないようでした。面会室で何かのトラブルを目撃したこともはありません。

されてしまいますが、それまでは、手紙のやりとりに關しても、「墨塗り抹消」なんて一度もありませんでした。泉水さんと面会していく、何か注意をされるといふこともなかつたし、これまでほんとうに、何の問題もなかつたのです。

それが、去年一〇月十九日、わたしはいきました。わたしら以外の他に面会者がいない月は、一日に二回の枠をとつて、二〇分二〇分合計四〇分の面会も可能でした。

わたしはこの手紙を読んで、胸をつかれました。

「面会不許可」はこのわたしに対しても同時にになされた処分でもあります。今回の刑務所長の「無法」をわたしも黙つて見過ごすわけにはいかないと思いました。

それで、わたしも獄外共同訴訟人として、泉水さんといつしょに闘う決心をしたのであります。

*

ところで、わたしが泉水博という名を初めて知ったのは、一九七五年です。大阪駅のホームでたまたま拾つて読んだ週刊誌の「千葉刑務所で暴動騒ぎ」という記事によつてです。

泉水さんは強盗殺人罪で無期の判決を受け、千葉刑務所で一四年近くをつとめた模範囚で、待遇も最上級の「一級」。仮釈放はもう目前だったのに、その仮釈放をフイにしてまで、泉水さんはたつた一人で立上がつたのです。決して一時の激情にかられてではなく、やむにやまぬ思いで監守部長を人質にして刑務所に「要求」をつけつけたのです。その「要求」というのは——

なり、「面会不許可」を言い渡されたのです。まるで青天の霹靂です。

一体全体、どういう理由で「不許可」になつたのですか？ と尋ねても、「親族以外のものは面会できない」の一点張りです。そんなものは、なんの説明にもなつていません。

わたしは、くやしくて、悲しくて、怒りで、もう涙声になつていて、正門受付の顔なじみの刑務官が「所長が変わつたから」というようなことを言つてくれました。

えつ、所長が変わつた？ でも、また「法律」変わつたなんて話はきいていません。いくら所長さんが変わつても、いままで聞いていたものを「不許可」にするのなら、そのわけを、道理を、当事者である獄中の泉水さん、電車バスを乗り継いでくるわたしに、そしてひろく世間に向つても、堂々と納得いくような説明があつてしかるべきでしょう。

政治家には説明責任がある、と国会でいつも追求されてるじゃないですか。所長は政治家ではないけど、國家公務員なら同じ説明責任とその義務を負つてはづです。

でも、どうしたらいいのか——穏やかでない気持ちの日々が続きました。

泉水さんは模範囚だったので、仮病舎で食道静脈瘤による吐血を繰り返す無期懲役の横田さんの付添いを黙認させていたんです。もし静脈瘤が破裂したらたちまち死んでしまうと、泉水さんは危機感を募らせていました。

すぐにも病院に移して手当をしてくれと泉水さんは何度も嘆願しましたけど、刑務所側は放置したままだつたのです。それで思いあまって「最早、実力をもつて救うよりないと決心（公判廷での陳述）」しての「要求」行動だつたのです。

この記事はわたしにとつて衝撃的でした。もしわたしが同じような立場にいたとして、仮釈放をフイにしてまで他人のためにそんなことようするだらうか……と。拾つた週刊紙を読み終えた後もずっとと考えこんだことをよく覚えていています。

そしてこの年には、わたしが直接見知つていた鈴木国男さんという人が、大阪拘置所に拘留され、一六日目には体重が十何キロも減つて、全身二〇箇所ちかくもの打撲や挫傷の痕がはつきりのこつていて、見るも無惨な死体となつてお母さんに引き渡された——という事件がありました。（お母さんが国賠で訴えて勝訴しています。）

それからしばらくして、わたしは獄中者に本を差入れる「たんぽぽ図書館」というのを友だち四、五人とやりだしました。監獄というところ、獄中待遇ということがとても気になつて……でも、わたしにできることはそれくらいのことだつたからです。

ただ図書を貸し出す——というだけの小さな活動で、しかも六年限りのものでした

が、その間、いろんな獄中者から手紙がくるようになりました。といつても政治犯といわれる人々は、多少なりとも外部からの救援があつたりするので、手紙をくれる人のほとんどは刑事犯といわれる人たちでした。そして、わたしたちが図書の貸し出しができるのは、拘置所の未決囚に限られているわけなんですけど、ほんとうに面会も手紙のやりとりもする相手が多いんです。

「たんぽぽ図書館」のメンバーは全員が若い女の子ばかりだつたせいか、しばしば面会を求められて、おつかなびつくり二人一組になつて出かけていくんですが、拘置所の中では、人と話す機会がないから、言葉を失つてるというのか、なかなか思うようにしゃべることが出来ないのです。

死刑囚の人でしたが、まるで失語症のようになつてしまつた人もおられました。

舟橋寛延・意見陳述

私は、岐阜市に住んでいた原告の舟橋寛延です。

約一〇〇年ぶりに通称「監獄法」が改正されたと聞き、岐阜刑務所に収監されている泉博さんと面会を続けてまいりました。平成一七年から平成二二年九月までの間、ほぼ月

なにしろ、朝起きて、となりの房の人に「おはよう」と声をかけて懲罰だというのです。世間で人が人としてあたりまえに交わす挨拶さえ獄中では禁止事項なのです。

人が人として生きるためにには、誰かと会話する、しゃべる——ふだんのわたしたちの日常ではなんでもない——ということがどんなに大切なことであるか——この時つくづく思いました。

*

泉水博さんのことについては、作家の松下竜一さんがその著作『怒りていう、逃亡には非ず』でくわしく書かれていますが、(大江健三郎さんは、この本を高く評価して、雑誌に書評を書いておられました)わたしもこの本によつて、初めて泉水さんのことをくわしく知つたのです。

そもそも松下さんがこの本を書くことになつた、そのいきさつというのは——一九八八年一月二十九日、唐突に警視庁から家宅捜査を受けたからです。

捜査令状には〈被疑者・泉水博 違反容疑・旅券法違反、旅券不実記載〉……とありました。でも、松下さんは泉水博の……と言われても、その名さえ知らない、もちろん

所行きは楽しみなことでした。

泉水さんはいま、「無事故剥奪」を不当として、本人訴訟で国賠に訴えていますけど、何十年も無事故で模範囚になるということは、まるで人間をやめるといわれてるようなものです。こんな環境で、更正しろといわれても、わたしなら、とつてもできないと思ひます。

だのに、泉水さんはいつも穏やかでにこにこされていて、人の気持ちもよくわかつて、それでいて、精神的な強さもある。

泉水さんはこのごろのうそつきの政治家どもより、よっぽど上等な人だと、わたしは思っています。

だから、そういう泉水さんと面会するのは気持ちがいいし、わたしにとつて、岐阜刑務

会つたこともない、そのどこの誰とも知らん者の偽造旅券をどうやって手伝つたというのか。あまりのばかばかしさにあきれるばかりやつたと書いていますが、実は、そのころ大阪に住んでいたわたしのアパートにも、この松下さんと同じ容疑で家宅捜査があつたのです。がんの手術をして退院してきたばかりで、まだ床をして寝ていた時だったので、わたしもこの日付はよく覚えていました。わたしも同じ容疑で家宅捜査があつたのでしにしても、泉水博さんの名を知つてはいても、直接には何のつながりもないわけですから、「おどろきもののき山椒の木」どころの騒ぎではありませんでした。

松下さんは反原発運動をはじめ、いろんな住民運動をされていましたが(わたしも反原発運動の中で松下さんと知り合つたのでしたが)、この時、消費者運動をしているような人や街で署名活動しただけの人や、その署名に署名をしただけというような人のところまでも、なんの裏付けもない「容疑」をでつちあげて、警視庁は全国三百箇所ものところに家宅捜査を強行したのです。

これは今回の提訴と直接関係はない話ですが、わたしがなんで泉水さんに面会に行くようになったかという、その、いわば因縁のようないきさつを説明したかったのです。

法律では無期懲役は、一〇年を経過すれば仮釈放が認められるというように書いてあるそうですが、実際のところでは仮釈放はほとんどありません。そして、いまでは三〇数年たたないと仮釈放の申請対象にならないのです。

まるでシジフォスの神話の拷問にも等しいような無期懲役という獄中生活を強いられている泉水さんにとって、ほんのひと時、友人・知人と面会して、話をするということがどんなに切ない意味をもつてゐるか――

その面会を正当な理由もなく、生木を裂くようなやり方で奪つてしまふ権限が一刑務所長にあたえられているものなのでしょうか。

懸命にやつていれば、いつかは社会にもどれる——という希望があつてこそ人は頑張ることができるのです。友人・知人と面会出来るようになつた——ということは獄中者にとって未来へ繋がる「希望」です。「希望」のない刑罰は、憲法が禁止している残酷な刑罰にあたると思います。

矯正施設というのは、あくまで社会にもどす――というのが前提の場所のはずです。そうであるなら、友人・知人と面会や手紙の発受は、むしろ刑務所側が積極的に薦めてしかるべきことではないでしょうか。

「法」は実施されてこそ「法」です。どう

か、「法」は生きているということを、お示しください。

に一回の割合で、面会をしてきたのです。私は自身、岐阜刑務所がある岐阜市在住であると

いう地の利もありまして、本訴訟の原告の中でもつとも面会回数が多く、ちょっととしたことづけや伝言も含めて一般社会との接点の一つを務めてきたと自負するものであります。

しかし、平成二二年の九月三〇日、唐突に面会不許可、さらには手紙のやりとりや差し入れなど一切の外部交通権の禁止を言い渡されました。それまで全く予告がなかつた唐突な決定に対し、非常に怒りとかなしみを感じ

ており、本訴訟へと至りました。

*

第一回口頭弁論傍聴記 中島雅一

JR岐阜駅からのバスを5分ほどで降りると、立て替えた中の庁舎が見えてきた。入口にはネックストラップをつけた報道関係者らしき人影が数名。302号法廷を確認すると、平成23年(ワ)第769号、国家賠償請求事件(裁判長、針塚遵)。それが今回の裁判につけられた名前だった。

法廷の扉の外にはすでに安田好弘弁護士・山下幸夫弁護士、原告9名のうち6名、そして岐阜、愛知、三重、静岡、長野、京都、大阪、東京、埼玉など、各地から友人が集まっていた。平日、岐阜ということで傍聴にどれだけ集まるか、危惧する声もあったが、記者席を含めおよそ35の席はすべて埋まった。

一方、国側の人間も10名どころではない大人数。全国の刑務所の「運営」と、処遇法の「運用」に直接響いてくる争点だからか、つめたい熱気があった。

さて、第一回口頭弁論は、およそ20分間。水田ふうさんと舟橋寛延さん——岐阜刑務所に近いところに住み、もっとも多く泉水さんと面会してきた2人が法廷に立った。泉水さん的人間としての誠実さ、義にあつい人柄を示すエピソードを示し、そして、いかに9月以後の面会の不許可が不当なものであるか、不法、非道なものでさえあるかを説くという構成では一致していた。

およそ10分に及んだ水田さんの意見陳述は、1976年冬、友人だった鈴木国男さんが大阪拘置所で殺された——という自身の経験から、獄中者とのつながりを考えるようになり、あらためて獄中者が生きるうえでの面会の切実な意味を、文字通り切々と語り、本人以外をも涙ぐませるしゅん間があった。

舟橋さんは裁判官から要求された5分以内に、獄中遭遇の逆行、処遇法の恣意的な運用の問題性を、簡潔かつ周到に指摘。好対照の弁論だった。

次回第二回期日の調整後(11月28日、14時～に決定)、第一回口頭弁論は閉廷したが、その後、場所を岐阜市民会館第一集会室にかえ、記者会見が行われた。

新聞各社の取材みならず、会場にはテレビカメラが2台。原告6名と両弁護士、若い記者たちから熱心な質問が飛んだ。

翌日の報道は、岐阜、愛知にとどまつたが、岐阜刑務所内でも新聞記事とニュース映像に接することができたことが後日確認されている。泉水さんは自分のことだけでなく、尊厳を踏みにじられ続けている、多くの獄中者のひとりとして、最初に名乗りあげた——その意味が少しでも伝わったとしたら、記者会見をした意義も大きかったのではないか。

あなたは本日づけで面会をはじめ外部交通は不許可である。面会はもちろん、手紙も入らないし、差し入れもダメ。原則的には親族しか会えない。身柄引受人に關しても、面会は今後きびしくなるだろう。理由に關しては、こちらの判断としか言えない」というなしのつぶてのごときでした。

そもそも泉水さんだけではなく、全ての獄中者の面会を制限することも不當です。その

逃亡には非ず』で知つておりました。そんなきっかけで泉水さんと会うようになったのですが、何度も面会を繰り返すうちに泉水さん的人柄に惹かれていきました。初めてお目にかかるたこには共通のお話がなく、我々外部の人間としては、差し入れなど何かできることがないか、と申し出たのですが、泉水さんは多くを望まれませんでした。自分のことは後回しにされる方なのです。

また刑務所内の不自由についてお話される際でも折り目正しく、筋の通った語り口です。泉水さんの人生は半分以上が獄中に費やされました。ごしながら、このように人格を保つことがどうれほど困難であるかは想像を絶します。四年に渡るお付き合いの中で、私の父が亡くなつた時も、発信回数の制限があるにも関わらず、ご丁寧な弔意のこもつたお手紙を頂戴し、本当にありがたく感じたものです。また、泉水さんはお子さんがいらっしゃらないのですが、私の子どものこともいつも気に

かけて下さり、変な表現ですが家族ぐるみの付き合いのような心もちがしたものでした。泉水さんという人物を、マスコミ記事だけを鵜呑みに判断すればなるほど凶悪に見えるかも知れません。しかし、その足跡の一いつひとつを虚心に見つめなおすと、どの事件、どの局面でも自分の損得を考えず、仲間や友人、ハイジャックされた乗客のため、捨て身になつて行動したものに他ならないことが分かります。

*

獄中を視察した愛知県弁護士会の人権委員会の報告書がネット上で読むことができます。(http://www.aiben.jp/page/library/kaihou/2008_prison.html)

ちょうど岐阜刑務所が対象になつております。そこでは、

「仮釈放についてですが、平成一四年に一名認められたのを最後に、ここ五年間では一名も認められていないそうです。(略)今は三〇年勤めても出るのが難しいというのが無期懲役の実態のようです。少なくとも年に一人くらいは仮釈放がないと無期刑受刑者の励みがなくなってしまう、と刑務官の方がばやいておられました。」

数年前に名古屋刑務所で囚人の方が殺されてしまつという痛ましい事件があつたのもストレス状況と、外部の目が入りにくいうといふ点があつたはずです。そして類似の事件はいまも各地で起きていると聞きます。情報公開の時代に逆行するのが今回の外部交通権の制限であります。

更に本訴訟の原告の中でも、私と森本忠紀さんに対する一切の外部交通権の禁止は非常に問題が多いと言わざるを得ません。平成二年九月三〇日、本訴訟原告の水田さんから、岐阜刑務所の面会方式がおかしくなつていると聞き及び、急ぎ私の商売の鍼灸院を休み、かけつけたのですが、待つていたのは無慈悲な宣告でした。窓口の刑務官の方は、

開の義務を果たし、更には禁止措置の撤回を強く望むものです。

そもそも今回の事態、つまり「所長の専権事項」というような解釈は、法治国家における法の支配に対する行政・行刑の挑戦ではないでしょうか?

なにとぞ裁判での公正な判断を心よりお願ひする次第です。

以上、述べたとおり、私に対する外部交通権の禁止措置に對して、岐阜刑務所は情報公

あるいは、「長期間の施設」ということもあり、岐阜刑務所が非常にストレスに充ちた空間であるようを感じたというのが第一の感想です。」と記されています。まさにその通りだと思います。

【コラム】

懲罰撲滅委員会が発足します 森本忠紀

ぼくはこのほど思うところあって懲罰撲滅委員会をたちあげることにしました。委員会というからには少なくとも一〇人くらいはいるだろうとお思いの方もおられるかもしれません、一人です。一人委員会です。これから賛同者を募り、徐々に増やすつもり? そうです、これからは人さえ見れば、「私は懲罰撲滅委員会です」と名乗ろうと思います。でもことさら賛同してもらおうとするものではありません。

その前にぼくは一人でやらねばならないことがあります。それは当然、懲罰撲滅をアピールすることです。懲罰とは刑務所内の受刑者が刑務所の規則に違反した場合、その受刑者に課される罰則のことですが、どのような言動が懲罰の対象となり、どのような内容の罰が課されるのか、その実態はぼくたち一般の者にはあまりにも知られていません。

当たり前じゃないか。刑務所にいるわけじゃないんだから、と言われるのでしょうか? 入れば嫌でもわかるよと言われるのでしょうか? では、身内の人に入つてれば? 友達なら? 仲間なら? 刑務所の世話にならなければならぬ人間なんて周りにいないよと言われるでしょうか?

一人委員会は想像力を大切にします。想像力を最大限駆使して生きたいと願います。地球の人口が七〇億人を突破したそうです。想像力を生かすと、その七〇億人の人すべてが友達・仲間に思えます。まだ見たことのない人、会ったこともない人、みな仲間・友達です。タオルで背中をマッサージすることが許されている時間に膝の裏が痒くなつたのでつ

い搔いた、作業中に監視の刑務官と目と目があつた、それだけで懲罰の対象となる、それは誤解だ等、思わず何か一言発しようものなら、抗弁という、これも懲罰が待っている行為となる……。

こんなことが、友達、仲間の身に起こっていることを知つたら、甥の中のこと、刑務所に入っている人のこととして、ぼくたちは放つておけるだろうか。娑婆には、市民生活には関係ないことと言うのでしょうか。

こうしたことからもわかるように、懲罰の最も残虐な点は、抵抗する力を完全に奪つておいて攻撃を加えるということ。更に年に一度でも懲罰を食らうと、それまで築きあげてきた無事故の実績が帳消しにされ、仮釈放申請が日程にあがっている人の場合、仮釈放の申請すらが幻のものとなってしまいます。ということは、釈放されるまでの年限がそれだけ伸ばされることになり、裁判も何もなしに懲役年数が増やされるということになります。

泉水さんの場合はこれに当たります。今までして秩序を保ち管理していくのが日本の刑務所運営の実態に他なりません。このように、相互の信頼に基く人間関係ではなく、問答無用の脅しと力が支配しているのが今の日本の刑務所です。

このような刑務所のあり様こそ現在の日本社会のあり様ではありませんか? 同じ考えならどうすればいいとおっしゃる方はぜひとも「懲罰撲滅委員会」を作ってください。そして互いの一人委員会で何ができるか競い合おうではありませんか。

まずはこのような裁判が起されたことを、多くの方に知って貰いたい想いで発行します。
外国の幾つかの刑務所事情を聞くにつけても、日本の刑務所の異常とも思える管理の厳しさ、人を人として見ないようなあり方には疑問と怒りを感じます。

この裁判が、少しでも刑務所行政、獄中待遇へ良き変化をもたらすことが出来れば、と願っています。
このニュースの編集内容に関しては、私の責任です。
原稿を寄せてくれた方、版下作成、印刷、発送作業をしてくれた方に感謝です。
(筆人)

編集後記

泉水さん国賠裁判のニュース準備号です。あわただしい中での出発でした。

求む！傍聴人

泉水博さんの
獄中獄外交通権回復のための
国家賠償請求共同訴訟

【第2回公判】

日時：11月28日（月）14時～
場所：岐阜地方裁判所

泉水国賠通信 n-ro 0

発行日 2011年11月17日

発 行 泉水国賠通信 0号 編集人

連絡先 〒105-0004

東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル5階

救援連絡センター 気付